

諮問庁：国立大学法人筑波大学

諮問日：平成28年7月19日（平成28年（独情）諮問第60号）

答申日：平成28年9月28日（平成28年度（独情）答申第36号）

事件名：特定調査に協力した企業に特定個人が提出した調査結果報告書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

筑波大学特定教員が、特定研究に協力した企業に提出した調査結果報告書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年4月15日付け筑大法訟務第16-6号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本件対象文書の開示を求める。

イ 特定学術雑誌特定号に当該調査の概要が「速報」として報告（公表）されており、処分庁（筑波大学）の不開示理由は認められない。少なくとも、上記「速報」に公表された内容は、開示されるべきである。

（2）意見書

諮問庁の理由説明書にある理由の記載内容から、本件対象文書（協力企業に提出した調査結果報告書）は開示請求段階で存在していなかったことになる。

よって、筑波大学は、法人文書不開示決定通知書（筑大法訟務第16-6号、平成28年4月15日）において、不存在と回答すべきであった。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る請求対象文書について

審査請求に係る請求対象文書は、筑波大学特定教員が、特定研究に協力した企業に提出した調査結果報告書（本件対象文書）である。

2 原処分維持が適当と考える理由説明について

本件対象文書（特定研究の協力企業への調査結果報告）は、特定研究に関する論文が投稿先の学術雑誌に受理され公開された後に、特定教員の所属組織のウェブサイト上に当該公開ページのURLをリンクで貼るという形で、報告に代える予定をしている（開示請求当時、当該論文は投稿先の学術雑誌において、まだ正式に受理されていない段階であった。）。

よって、本件対象文書は、学術雑誌等に投稿中の論文そのものであり、これを公にすることにより、筑波大学で行う調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する恐れがあるものに該当すると認められることから、法5条4号ホの規定に基づき不開示とする。

なお、審査請求人が審査請求の理由として挙げている、特定学術雑誌特定号で当該研究の内容は公表されているという主張に関しては、関係する内容ではあるが、学術雑誌の速報といった査読のない報告書にとどまり、今回請求対象となっている査読のある論文とは異なるものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年7月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年8月8日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ④ | 同年9月12日 | 審議 |
| ⑤ | 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、筑波大学特定教員が、特定研究に協力した企業に提出した調査結果報告書であり、処分庁は、法5条4号ホに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、特定研究の結果に係る協力企業への報告は開示請求の時点では行われていなかったとした上で、本件対象文書は法5条4号ホに該当し、不開示としたことは妥当である旨説明する。また、諮問庁の当該説明に対し、審査請求人は、意見書において、本件対象文書は開示請求段階で存在していなかったことになるため、原処分において文書不存在とすべきであったとしている。

以下、本件対象文書の不開示情報該当性等について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性等について

諮問庁は、特定研究の結果に係る協力企業への報告は開示請求の時点で

は行われていなかった旨説明するところ、この説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

そうであれば、本件対象文書については、そもそも文書自体が存在しないのであるから、これを公にすることにより、筑波大学が行う調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるとする諮問庁の判断はその前提を欠き、妥当とは認められないものであるが、その一方で、原処分を取り消して、改めて法人文書の不存在を理由とした不開示決定を行う意義はない。

したがって、本件対象文書につき、法5条4号ホに該当するとして不開示とした原処分は、本来、文書不存在により不開示とすべきであったものであるが、開示可能な文書が存在しないという意味で、結論において妥当といわざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条4号ホに該当するとして不開示とした決定については、筑波大学において本件対象文書を保有しているとは認められないので、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 愼美, 委員 山田 洋